愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて

資料１－１

１　経緯

○　愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）の中間見直しについては、2025 年度第１回愛知県医療審議会（2026 年３月 30 日開催）において、中間見直しの方針及び医療計画作成要領を決定し、今後提示される予定の「医療計画作成指針」等を踏まえて作業を進めることとした。

○　2026 年７月 15 日開催した愛知県医療審議会医療体制部会（以下「医療体制部会」という。）で決定した素案について、関連会議等における検討等を踏まえて修正等を行った。

２　医療計画（素案）からの主な変更点

（１）数値目標（詳細は資料１－２参照）

精神保健医療対策、在宅医療対策について、数値目標を修正（医薬分業の推進対策については、素案で修正済み）

（２）地域医療構想の推進【第１部第３章】

現行地域医療構想の概要や新たな地域医療構想の策定等について記載（具体的な内容については、今後の地域医療構想策定の協議の進捗状況を踏まえて最終案で記載）

（３）基準病床数【第２部第２章】

精神病床、感染症病床の基準病床数を記載（感染症病床は現行計画から変更なし）

○　精神病床

区　域	現　状			新基準病床数		
	現基準病床数（R6.3 公示）（A）	既存病床数（R8.3.31 現在）（B）	差引数（B）－（A）	**新基準病床数（案）**（C）	現基準病床数との差引数（C）－（A）	既存病床数との差引数（B）－（C）
県　全　域	11,508	11,824	316	**10,114**	△1,394	1,710

○　感染症病床

区　域	現　状			新基準病床数		
	現基準病床数（R6.3 公示）（A）	既存病床数（R8.3.31 現在）（B）	差引数（B）－（A）	**新基準病床数（案）**（C）	現基準病床数との差引数（C）－（A）	既存病床数との差引数（B）－（C）
県　全　域	72	72	0	**72**	0	0

なお、療養病床及び一般病床、結核病床については最終案で記載する。（療養病床及び一般病床については算定式の項目のうち 2026 年 10 月１日現在の性別・年齢階級別人口が未公表のため。結核病床については 2027 年１月に開催予定の結核対策協議会で協議予定のため。）

（４）エイズ対策【第３部第２章第８節２】

エイズ治療を行う人材を育成することを目的に国立国際医療センターが実施する研修への派遣を働きかけてきたが、別に実施している治療協力医療機関等向け研修会を通じ、人材育成を図ることとしたことから、中核拠点病院医師等研修の実施に関する記載を削除

（５）在宅医療対策【第３部第９章】

国の「在宅医療の体制構築に係る指針」に基づき、在宅医療において積極的役割を担う医療機関や在宅医療に必要な連携を担う拠点、在宅医療圏の設定、災害の発生に備えた在宅医療提供体制等について記載

（６）医師確保計画の推進【第３部第 10 章１】

今年度策定する「愛知県医師確保計画」（医療計画の一部）と整合性を図り記載

（７）２次医療圏における医療提供体制【第３部第 12 章】

５疾病・６事業及び在宅医療の医療提供体制について、２次医療圏ごとに「現状」、「課題」、「今後の方策」を記載

※　国の「医療計画作成指針」において、医療計画の記載事項に「かかりつけ医機能の確保に関する事項」が追加されたが、必要に応じて次期医療計画から記載するものとして差し支えないこととされていることから、今回の中間見直しでは記載しないこととする。

３　スケジュール

	県　全　体	圏　　域
10 月	**医療体制部会（試案決定）**	
11 月	医療審議会（原案の決定）	
12 月	市町村、関係団体へ意見照会・パブリックコメント	
2027 年　1 月		・策定部会 ・圏域会議 （圏域項目　修正案作成）
２月		修正案の提出：２月 15 日
	医療体制部会（修正案→最終案）	
３月	医療審議会（答申）	